

日本ライフセービング協会との協定について

日本ライフセービング協会について



●協会概要

国内でのライフセービング活動を統括する団体で、国際ライフセービング連盟に加盟している
 （協会に登録しているライフセービングクラブ数：139 協会に登録している会員数：3,509名）

●活動概要

※数値については2016年12月31日現在

- 全国201ヶ所における海水浴場での監視・救助等業務、ライフセーバーの資格認定、ライフセービング競技会の開催等
- 2016年の事故対応件数：2,249件
 ※2016年当庁認知のマリンレジャーに伴う海浜事故者数：810人（うち遊泳中：301名）
- 石川仁憲氏：日本ライフセービング協会理事兼溺水事故防止プロジェクト本部長
 ⇒海の安全推進アドバイザーとして平成28年11月に委嘱



協定概要

●目的

海水浴場等における**事故情報の共有**を図るとともに**事故防止対策及び事案発生時等における更なる連携強化**を図る

●協定概要

①ライフセービング協会の活動や海水浴場等における**事故情報の共有**

連絡窓口【本庁交通部安全対策課⇔ライフセービング協会】

＜効果＞・現状把握できていない海浜における人身事故の情報を把握・分析することにより、新たな安全対策の立案を行い、合同での安全啓発活動を展開

②海水浴場等における**事故防止対策や安全啓発等に対する対応**（平時）

連絡窓口：【保安部署の交通担当職員⇔ライフセービングクラブ】

＜効果＞・シーズンを通じて安全講習会等のイベント予定を共有することで、現場レベルによる協力した効果的な安全啓発及び対策の推進
 ・ライフセービングクラブ側の海上保安業務全般に関する理解が深まる

③海水浴場等における**事案発生時等の通報協力や連携した事案対応**（事案発生時等）

連絡窓口：【ライフセーバー⇔保安部OP等】

＜効果＞・3,000名を超えるライフセーバーの目を利用することで、今まで以上に事案等に関する情報を入手することができ、よりの確・迅速な事案対応が可能

（H29.1.22 「ライフセーバーからの通報による防波堤侵入者への退去指導事案（三管区鹿島）」）



調印式の実施

- 3月15日に協定を締結し、調印式を実施（締結者：海の安全推進本部長（徳永参事官）及び日本ライフセービング協会理事長）

海上保安庁と日本ライフセービング協会との事故防止対策等
に関する協定

海 上 保 安 庁
日本ライフセービング協会

海上保安庁と日本ライフセービング協会との事故防止対策等に関する協定

海上保安庁（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人日本ライフセービング協会（以下「乙」という。）は、海水浴場等における事故防止対策等を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、海水浴場等における事故防止対策等について、甲及び乙が必要な事項を定めることにより、海水浴場等における事故情報の共有、事故防止対策及び事案発生時における更なる連携強化を図ることを目的とする。

（事故情報の共有）

第2条 甲及び乙は、それぞれの機関が対応した人身事故情報について、支障のない限り共有を図るものとする。

（事故防止対策等における連携）

第3条 甲及び乙は、海水浴場の事故防止対策等の活動に関する情報を共有するとともに、協力して安全啓発活動を行うものとする。

（事案発生時の通報等）

第4条 乙は、甲の業務に係る事案の発生を認めた場合には、状況に応じ甲に対し通報するものとする。

2 甲及び乙は、前項に定める事案の発生を認めた場合の対応は、必要に応じ連携を図るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めがない事項又は協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙において協議し定めるものとする。

（その他）

第6条 甲及び乙は、本協定に定める事故防止対策等の細目に関し、別途覚書を取り交わすものとする。

2 この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

この協定は、平成29年3月15日から施行する。

平成29年3月15日

甲 海上保安庁海の安全推進本部長

乙 日本ライフセービング協会理事長

海上保安庁と日本ライフセービング協会との事故防止対策等
に関する覚書

海 上 保 安 庁
日本ライフセービング協会

海上保安庁と日本ライフセービング協会との事故防止対策等に関する覚書

海上保安庁及び特定非営利活動法人日本ライフセービング協会（以下「協会」という。）は、平成29年3月15日付け締結した「海上保安庁と日本ライフセービング協会との事故防止対策等に関する協定」第6条第1項に基づき、以下の通り覚書を締結する。

（事故情報の共有）

第1条 それぞれの機関が対応した人身事故情報についての共有は、海上保安庁交通部安全対策課と協会事務局本部において行う。

2 前項の規定にかかわらず、現場レベルにおいても人身事故情報の共有を行うことができる。

（事故防止対策等における連携）

第2条 事故防止対策等における連携は、管区海上保安本部交通部安全対策課又は海上保安部署等（交通担当職員）と加盟ライフセービングクラブ事務局において行い、シーズンを通じた安全講習会のイベント予定等の共有、現場レベルによる協力した安全啓発活動等を行う。

（事案発生時の通報等）

第3条 事案発生時は、協会登録のライフセーバーが状況に応じ、118番又は海上保安部署等に通報する。なお、海上保安庁の業務に係る事案とは以下のような場合をいう。

- ① 溺水者の発生など事故を認知した場合
- ② 水上オートバイの危険操縦や遊泳禁止区域における遊泳、防波堤上における立入禁止区域への侵入等、事故に繋がり得る危険要因又は法令違反の疑いを認めた場合

（協議）

第4条 この覚書に定めがない事項又は覚書の内容に疑義が生じたときは、その都度協議し定めるものとする。

（その他）

第5条 この覚書を証するため本書2通を作成し、それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

この覚書は、平成29年3月15日から施行する。

平成29年3月15日

海上保安庁海の安全推進室長

日本ライフセービング協会事務局長